# 定額減税補足給付金（不足額給付）対象確認フローチャート

令和7年1月1日時点で毛呂山町に住民登録している
または、令和7年度個人住民税が毛呂山町から課されている

いいえ → 令和7年1月1日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください

はい ↓

合計所得金額が1,805万円以下である

いいえ → 支給対象外です

はい ↓

令和6年度定額減税を受けている

はい → 令和6年分所得税または令和6年度住民税で定額減税しきれない額がある

いいえ → 支給対象外です

はい ↓

定額減税しきれない額の合計額(1万円未満切り上げ)の全額が
令和6年度調整給付金の対象になっている(未申請・辞退を含む)

はい → 支給対象外です

いいえ → **不足額給付Ⅰ**の対象となる可能性があります

いいえ ↓

令和5・6年度に非課税・均等割世帯給付金
の対象世帯として世帯主・世帯員に該当した

はい → 支給対象外です

いいえ ↓

以下の1・2のいずれかに当てはまる
1.所得税・住民税所得割ともに定額減税前の税額が0円
2.税制度上、「扶養親族」から外れてしまう所得割非課税
※主に青色事業専従者、事業専従者(白色)の方

はい → **不足額給付Ⅱ**の対象となる可能性があります

いいえ → 支給対象外です